

# 長崎地方労働審議会

## 労働災害防止部会

開催日時 平成 30 年 3 月 22 日（木）  
13 時より

開催場所 住友生命長崎ビル地下会議室  
長崎市万才町 7-1

(開 会)

(事務局)

ただいまから平成29年度長崎地方労働審議会労働災害防止部会を開会させていただきます。

本日は、地方労働審議会令第6条第2項に基づき昨年11月の長崎地方労働審議会において会長から労働災害防止部会委員が指名されて最初の会議となります。

まずは、地方労働審議会令に基づき部会成立について報告します。

現在、委員9名中7名が出席していることから、「委員の3分の2以上の出席」とする成立要件を満たしておりますので、本部会が有効に成立していることをご報告します。

それではまず、労働基準部長より挨拶を申し上げます。

(労働基準部長)

労働基準部長の熊谷でございます。各委員の皆様にはご出席頂き感謝申し上げます。

本日は、議事次第にもございますが、「当局版の労働災害防止計画」をご審議いただくこととしております。

労働災害防止計画とは、労働災害を減少させるために、国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画で、5年ごとに厚生労働大臣が策定することとなっており、昭和33年からこれまで継続的に策定され、今回は、お手元にありますように、第13次の計画となり、この4月から新たにスタートします。

長崎労働局としましても、この本省版の計画を受けて、当局における計画を、労働災害発生状況や産業構造など当局の特徴を踏まえて、策定することとしており、皆様からのご意見をお聞きしたいと存じます。

本日は、短い時間ではありますが、各委員のお立場からご意見を賜りたくよろしく申し上げます。

**(事務局)**

次に部会長の選出ですが、部会長につきましても、昨年11月の長崎地方労働審議会において、福崎委員を部会長とすることが決定しておりますので、部会長あいさつ及び、これ以降の会議の進行を福崎部会長よろしくお願いします。

**(福崎部会長)**

部会長を押しつけられた福崎でございます。

労働災害防止部会は私も初めてですが、今回、5年ぶりに新たな災害防止計画が策定されることから、本部会において審議し、本審にかけることになると思います。

労働災害防止に関する非常に重要な内容を含んでいることから、委員の皆様のご協力を頂きながら、この内容について、ご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**(福崎部会長)**

それでは、議事に入ります前に、本日の議事録の署名は、公益委員としては私とし、労働側は高藤委員にお願いしたいのですがよろしいでしょうか。使用者側は江口委員にお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

( 両委員了承 )

つぎに、本日の会議の公開についてお諮りします。当部会は長崎地方労働審議会の運営規程を準用して、原則公開となっておりますが、個人または個別の企業等の情報に関わる討議がなされるということになりますと非公開とできることとなっておりますが、今回は、個別企業等に関する討議は予定されておられませんので公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

( 各委員了承 )

**(福崎部会長)**

それでは、「長崎労働局第13次労働災害防止計画の概要について」事務局より説明を

願います。

**(健康安全課長)**

健康安全課長の田中でございます。長崎労働局第13次労働災害防止計画の概要について、しばらくお時間をいただき、ご説明させていただきます。

さて、お手元の資料ですが、本日出席の委員の皆様方には事前にご説明に上がりました際にお渡ししている資料と同じものです。全部で5つの資料をお配りしております。まずは、計画の策定に当たっては本省版をもとに策定しますが、本省版は既に確定しております。資料3に本省版のパンフレット、資料4に本省版の計画の本文を付けております。この本省版を基本に、長崎の特徴を踏まえて重点対策を盛り込むとともに、重点業種毎に数値目標を設定しております。

資料1が、当局版の第13次労働災害防止計画（案）の概要となります。資料2が計画の本文（案）となります。本日は、時間の都合もございますので、資料1の概要版を用いてご説明申しあげます。

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。第13次防の計画期間は、2018年4月1日から2023年3月31日までの5か年となります。

長崎県内における労働災害の状況は、「現状と課題」を御覧いただければと思いますが、2017年(平成29年)の労働災害による被災者数は、死亡者数15人、死傷者数は1447人(2月末での数値)となっております。経年的な推移については、1面の表の「防災期間ごとの労働災害の推移(9次防から12次防)」を御覧いただければと思いますが、全業種でみると9次防(平成10年からの5か年)から死亡者数、死傷者数ともに減少してきているものの、ここ10年ぐらいから死傷災害にあっては、年間1400人前後で推移し、死亡災害にあっては減少しているものの、10人台で推移している状況にあります。

また、業種ごとに見てみると、製造業、建設業などは9次防より減少してきていますが、第三次産業全体は増加しており、業種別でみても小売業、社会福祉施設とも増加、特に、社会福祉施設は大幅な増加となっております。

第12次労働災害防止計画の結果については、この裏面の表をいただければと思いますが、全体目標である、休業4日以上死傷者数について、平成24年の数値と比較し

15%以上の減少（1205人以下）を目標として取り組んで参りましたが、目標は未達成となっております。また、死亡者数については、平成20年から24年の累計死亡者数80人の15%減少である68人以下とする目標で取り組んで参りましたが、減少はしてきているものの、目標よりは1名多く発生してしまい、これも目標達成には至りませんでした。この他の業種ごとの目標などについては御覧のとおりの結果となっております。

さて、表面に戻っていただき、13次防の計画全体の目標ですが、死亡災害は、一たび発生すれば取り返しがつかない災害であること踏まえ、13次防期間中の労働災害による死亡者数を12次防期間中の累計死亡者数より「15%以上減少」することを最重点にしております。また、休業4日以上之死傷者数については、12次防期間中の年平均死傷者数より、2022年までに「5%以上減少」させるという目標を掲げております。

本省の全体目標との相違点でいえば、目標のパーセンテージの数値は同じですが、本省版では死亡者数は2017年と比べて2022年までに15%以上減少させる、死傷者数は2017年と比べて2022年までに5%以上減少させるとなっているところです。死亡者数については、長崎では、年により増減幅が大きいこともあり、基準年での比較ではなく、計画期間の累計数での比較としております。また、死傷者数についても、2017年が12次防期間中最も多くなってしまうことから、その数を比較して5%以上の減少目標では12次防期間中の平成25年1367人の死傷者数より多い数値が目標となってしまうことから、12次防期間中の年平均死傷者数と比較して5%以上減少させるという目標にしております。まだ暫定値ですが、下の折れ線グラフのイメージとなります。

続いて、聞いていただきますと、業種別の目標については、死亡災害の撲滅を最重点に掲げていることから、建設業、製造業について死亡者数の目標を設定しております。両業種ともに12次防期間中の累計死亡者数より15%以上減少させることにしております。

建設業の取組事項としては、「墜落・転落」災害が死亡災害の半分を占めていることから、墜落・転落防止措置の徹底を指導することなどが最重点事項となります。

製造業のなかでも、長崎県の災害発生状況と産業構造の特徴から、約1割近い死傷災

害が発生している食料品製造業と基幹産業である造船業について死傷者数の減少目標を設定することにしております。具体的には、両業種とも12次防期間中の年平均死傷者数より20%以上減少させることを目標にしております。

製造業の取組事項としては、食料品製造業にはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底、造船業における高所からの墜落災害、クレーンによるはさまれ災害の防止、その他、4S、危険の見える化による転倒災害防止対策の徹底などが重点事項となります。

林業については、本省版では死亡者数について目標を設定しておりますが、12次防期間中、1名の死亡者数ということで、死亡者数に特化するのではなく、死傷者数を目標に設定することとし、12次防期間中の年平均死傷者数より20%以上減少させることを目標にしております。林業の取組事項は、伐木作業の災害防止対策の徹底などが重点事項となります。

道路貨物運送業及び小売業、社会福祉施設については、本省版では労働力調査の統計による労働者数を利用し、死傷年千人率で5%以上の減少を目標に設定しておりますが、長崎県での客観的な数値が毎年この業種ごとでは把握できないこともあり、死傷者数そのものを数値目標に設定することとし、12次防期間中の年平均死傷者数より5%以上減少させることを目標にしております。

道路貨物運送業の取組事項としては、荷役作業の安全ガイドラインの徹底などが重点項目となります。第三次産業の取組事項としては、本社等に対する指導、危険の見える化、リスクアセスメントによる災害防止、転倒災害や腰痛予防のための対策の推進など重点事項を掲げております。

災害種別対策については、数値目標を掲げておりませんが、業種横断的な対策として、機械災害対策、転倒災害対策、交通労働災害対策の主な取組事項として掲げております。

健康確保・職業性疾病対策については、メンタルヘルス対策として①メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上、②ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする目標を設定することにしております。化学物質対策については、安全データシート（SDS）の交付を受けている事業場の割合を80%以上とする目標に設定することにしております。腰痛予防対策については、第三次産業及び道路貨物運送業における腰痛による疾病者数を12次防期間中の平均疾病者数より5%以上減少させることを目標に設定することにしております。熱中

症対策については、熱中症による死傷者数を12次防期間中の平均件数より5%以上減少させることを目標に設定することにしております。受動喫煙防止対策については、本省版は設定しておりませんが、当局では12次防で目標を定めてきましたので引き続き、受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場の割合を85%以上とする目標を設定することにしております。

取組事項の詳細については、本文のなかで御覧いただくようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきますが、この内容は方向性を示すもので、具体的にどうやっていくかは、本省からの指示や当局での毎年の業務計画で具体的に進めて参りたいと思います。非常に慌ただしい説明で申し訳ありませんが、ご審議方、宜しくお願いします。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

**(福崎部会長)**

ただいまの事務局からの説明に対し、審議を行いたいと思います。

**(酒井委員)**

第12次防の結果の分析について、労働災害が増加・減少した原因の分析や増加したところへのフォロー等はどの様になっているのか。

**(健康安全課長)**

分析は行っています。従来は墜落・転落災害が多かったが、災害が増加した第3次産業等については、転倒災害等が多く、労働者の高齢化に伴い転倒災害、腰痛災害が増えている。また、第3次産業は労働者数も増加しており、労働災害が増加しています。

腰痛災害が多い社会福祉施設については、腰痛防止のため介護機器の導入、高齢者に配慮した作業方法等も併せて指導を行う予定です。

**(福崎部会長)**

関連で、第3次産業の死亡災害について、製造業や建設業については、墜落災害など災害発生状況の想像がつくが、第3次産業の死亡災害は、どの様なものがあるのか。

(安全専門官)

第3次産業死亡事故の多くが交通事故です。配達などの際に発生しています。

(福岡部会長)

メンタルによる過労自殺や過労死等も入っているのか。

(安全専門官)

過労死や過労自殺については、労災保険の給付決定に時間がかかるため、発生年の翌年3月末までに業務上として決定した事案については、災害統計に反映されますが、それ以降に決定されたものは、災害統計には反映されません。

(福岡部会長)

統計表の第3次産業のうち、災害が多い小売業と社会福祉施設が表示しているが、死亡災害は殆どないが。

(安全専門官)

第3次産業には、警備業や清掃業も含まれ、警備業で現場へ向かう途中の交通事故や交通整理中に一般車にはねられる事故等が入っています。

(福岡部会長)

工事現場で、交通整理を行っている警備員が被災した場合、土木工事ではなく、第三次産業に分類されるのか。

(安全専門官)

はい。警備は工事とは別の業種となるため、工事現場には含まれません。

(本田委員)

第12次防結果のメンタルヘルスの取組が42%と低い理由及び熱中症予防について、自治体が所有する防災無線を活用するなど、自治体と連携した取組は出来ないのか。

(健康安全課長)

メンタルヘルス取組状況の実績は、各監督署が実施する説明会の際に、アンケート調



査を実施したもので、取り組めていない理由としては、メンタルヘルス対策の進め方が分からないとする事業場が最も多いことから、メンタルヘルス対策の知識を持った方の養成等について啓発すること。また、労働者数 50 名以上の事業場に義務付けられたストレスチェック制度を労働者数 50 名未満の事業場に対しても普及促進を図っていく計画としています。

#### (安全専門官)

熱中症については、屋外の土木工事で発生しており、土木工事の殆どが公共工事であるため、発注機関との連絡会議において、5 年ほど前から猛暑日の午後の作業を中止するよう要請を行っていています。ただ工期の問題や建設業の場合、日給月給制が多いことから、労働者の収入を減らしてまで、休みとはならないのが現状です。

一昨年成立した、建設職人基本法に基づき、週休二日制の導入など、建設労働者の労働条件の改善について、労働局だけではなく、国土交通省及び各発注機関と連携して推進することとなっていますので、それと併せて推進する方向です。

#### (福岡部会長)

熱中症による死亡事故も起きているのか。

#### (健康安全課長)

熱中症による死亡事故は第 12 次防期間中に 3 件発生しています。

具合が悪そうなので早く帰らせたが、マイカーの中で様態が悪化し、亡くなるなどの事例があります。

#### (安全専門官)

各社の安全大会や安全週間説明会において、熱中症らしき症状が出たら、病院に受診させるよう指導しています。

#### (石川委員)

第 12 次防計画目標を達成できたもの、特に陸運業は人手不足で繁忙であるにも関わ

らず、災害減少目標を達成しているが、どのような努力をされたのか。

**(安全専門官)**

陸運業に就いては、4年程前から荷主に対する指導、要請を行うようになっていました。また、陸上貨物運送事業労働災害防止協会も独自に事業場に対する指導を行っており、集中的に指導を行った結果であると思われます。

荷主に対する指導・要請については、荷主側に問題があるものについて、監督署より要請を行っています。

**(福崎部会長)**

製造業で死亡災害の目標を達成出来たについては。

**(安全専門官)**

目標を達成した製造業の死亡災害に関しては、死亡災害になりかねない事故も多く発生しており、言い方は悪いが運良く目標達成出来たところもあり、特に造船業は大型の船体ブロックなど、一度に多くの労働者が被災する危険性もあるため、重点対象として指導を行うこととしています。

**(佐藤委員)**

目標を達成できなかった受動喫煙防止等について、学校や病院、規模の大きな事業場等は敷地内禁煙など取り組まれていると思うが、未実施なのは小規模事業場なのか。

**(健康安全課長)**

事務所内の禁煙については、定着してきているが、零細の事業場については残っている。

**(安全専門官)**

規模の小さな事業場では、喫煙場所を確保するスペースがなく、廊下の隅や会議室等で喫煙を行わせており、その場合は受動喫煙防止対策を講じているとはならないことから、会議室等の禁煙を指導しているが、思うように進んでいないため、目標を下回る結

果となったものと思われます。

(佐藤委員)

メンタルヘルスや受動喫煙防止対策等の推進状況の把握について、アンケート調査を行ったようであるが、アンケート調査に回答した記憶がないが。

(健康安全課長)

幅広くアンケート調査を実施出来れば良かったのですが、実際には各監督署が実施した安全週間説明会、衛生週間説明会に参加された事業場にアンケートを記載してもらい、集計したものです。

(佐藤委員)

当社は、ベランダでのみ喫煙させており、受動喫煙防止対策は講じていることになるのか。

(安全専門官)

大丈夫だと思われます。

(福岡部会長)

ストレスチェックの実施にあたっては、医師、特に心療内科系の医師があたるべきと思うが、医師等は足りているのか。

(安全専門官)

病院関係でストレスチェックを行っているところよりも、インターネットのストレスチェックサービスを利用するケースが多いものと思われます。

(福岡部会長)

インターネットの利用が出来るのであれば、中小企業にも広めた方が良いですね。

(安全専門官)

インターネットによるサービス等については、衛生週間説明会等でもお知らせしているところですが、別途利用料金がかかりますので。

**(高藤委員)**

熱中症の予防対策等を実施出来ていない事業場に対する指導。熱中症の予防法や対処法等について、出来ていない事業場が参加しやすい小集団での指導などを実施すべきではないのか。また、現在どの様な指導を行っているのか。

**(安全専門官)**

6月～8月に建設現場等の指導を行う際は、必ず熱中症対策の確認・指導を行います。また、安全週間期間中に各建設会社が安全大会を開催することから、講師として参加する場合は、熱中症予防の指導を行うようにしています。

高齢化が進む中で、熱中症も増えている。高齢者対策と併せて推進する必要がある。

**(福崎部会長)**

説明パンフレット等はあるのか。

**(安全専門官)**

建設業労働災害防止協会が作成したものと、厚生労働省が作成したものがあり、それらを活用しながら、説明を行っています。

**(高藤委員)**

高齢者だけではなくて、最近は若者の熱中症も増えている。

**(健康安全課長)**

本人の体調管理の問題もあり、現場で休憩時間等に体調確認を行うことなどが必要であると思われます。

また、昨年からクールワークキャンペーンを展開しており、パンフレットを現場に配布するなど指導に活用しています。

**(福崎部会長)**

それでは、時間もございますので、審議を終わらせて頂きます。

事務局より本日の審議結果に対する対応等をお願いします。

(基準部長)

本日、ご審議頂いた件につきましては、当局版「労働災害防止計画」策定に向け参考とさせていただきますとともに、周知にも努めたいと考えております。本日は、貴重なご意見ありがとうございました。

(福崎部会長)

2時からの本審で、当災害防止部会の報告をしなければならないが、本審には第13次労働災害防止計画（案）については、原案のとおり了承するとして報告しますがよろしいでしょうか。

(各委員了承)

(福崎部会長)

私の方から、審議の内容を少し説明しながら、報告します。

それでは、本日はこれで閉会します。ご協力ありがとうございました。

(閉会)